

○宇都宮市サイクルステーション条例

平成24年10月3日

条例第29号

改正 平成26年3月第2号

令和元年7月第2号

(設置)

第1条 自転車の魅力を発信し、利用を促進するとともに、自転車の特性を生かした快適な移動手段及び休憩場所等を提供し、利用者の利便に供するため、サイクルステーション(以下「ステーション」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宮サイクルステーション

位置 宇都宮市川向町1番48号

(事業)

第3条 ステーションにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 自転車の利用者に対する施設及び附属設備の提供
- (2) レンタサイクル(貸出しを目的とする自転車をいう。以下同じ。)の貸出し
- (3) 自転車に関する情報の提供
- (4) その他ステーションの目的を達成するため必要な事業

(行為の禁止等)

第4条 ステーションにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 施設、附属設備又はレンタサイクルをき損し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (4) その他ステーションの管理上支障があると認められる行為

2 市長は、ステーションの利用者の行為が前項各号のいずれかに該当し、ステーションの適正な管理が妨げられるおそれがあると認めたときは、ステーションの全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

第5条 別表に掲げる附属設備又はレンタサイクルを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ステーションの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、前条第1項に規定する使用が第4条第1項各号の規定により禁止された行為に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(使用料)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる金額とする。

3 第1項の使用料は、第5条第1項の許可を受ける際に納付しなければならない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ステーションの使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。

(2) 第4条第1項各号の規定に該当するとき。

(3) 第5条第2項の条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。

(5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、ステーションの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）にステーションの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 前条の規定により指定管理者にステーションの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業

(2) ステーションの使用の許可及び制限

(3) ステーションの維持及び管理

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第4条第2項、第5条、第6条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及びステーションの管理に関する協定の定めるところに従い、適正にステーションの管理を行わなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条、第7条関係）

(平26条例2・令元条例2・一部改正)

区分		金額	
附属設備	シャワー	1回につき	100円
	ロッカー	1日当たり1回につき	100円
レンタサイクル	4時間以内の場合	1回につき	510円
	4時間を超える場合	1日当たり1回につき	1,030円

備考 レンタサイクルの使用許可を受けた者が当該許可を受けた日においてシャワー又はロッカーを使用する場合の金額は、それぞれ1回限り無料とする。